

(電子メール施行)
都政第2640号-13
令和4年1月5日

一般社団法人 兵庫県建設業協会 会長 様

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課長

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則の施行について (通知)

平素は、福祉のまちづくり行政の推進について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、高齢化社会の一層の進展や、大阪・関西万博等による高齢者や障害者を含む多様な旅行者の来県を見据え、ホテル又は旅館における車椅子利用者利用客室以外の客室について、高齢者等が安全かつ快適に利用するための整備基準を定める等所要の整備を行い、令和3年12月27日に福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年兵庫県規則第53号）を公布し、令和4年4月1日から施行しますので、お知らせします。

【添付資料】

- ・別添1 改正概要
- ・別添2 県公報（令和3年12月27日付け号外）
- ・別添3 新旧対照表
- ・別添4 福祉のまちづくり条例施行規則（改正後）

【問合せ先】

兵庫県県土整備部 まちづくり局 都市政策課
都市政策班（福祉のまちづくり担当）
担当：井上、桑原
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-341-7711（内線4729、4730）
FAX：078-362-9487